

# 京都府警察における個人情報等の管理に関する訓令

[ 最終改正 令和6. 12. 19 京都府警察本部訓令第13号 ]

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 保有個人情報等の管理体制（第3条—第7条）
- 第3章 保有個人情報等の取扱い（第8条—第17条）
- 第4章 雜則（第18条・第19条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この訓令は、京都府警察が保有する個人情報等の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (2) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (3) 個人情報ファイル 法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。
- (4) 個人情報ファイル簿 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿をいう。
- (5) 本人 法第2条第4項に規定する本人をいう。
- (6) 行政機関等匿名加工情報 法第109条第1項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
- (7) 行政機関等匿名加工情報ファイル 法第60条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルをいう。
- (8) 個人関連情報 法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。
- (9) 個人情報等 個人情報、仮名加工情報（法第73条第1項に規定する仮名加工情報をいう。次号において同じ。）、行政機関等匿名加工情報等（法第121条第2項に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。次号において同じ。）、匿名加工情報（法第123条第1項に規定する匿名加工情報をいう。次号において同じ。）及び個人関連情報をいう。
- (10) 保有個人情報等 保有個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。

- (11) 公文書 京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第1条第2項に規定する公文書をいう。
- (12) 個人番号 番号利用法第2条第8項に規定する個人番号をいう。
- (13) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (14) 個人番号関係事務 番号利用法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。

## 第2章 保有個人情報等の管理体制

(総括個人情報等管理者)

第3条 京都府警察に、総括個人情報等管理者を置き、総務部長をもって充てる。

2 総括個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

3 総括個人情報等管理者は、この訓令による保有個人情報等の管理の状況について、実地に調査し、及び第5条第1項に規定する主任個人情報等管理者から報告を求めることができる。

(副総括個人情報等管理者)

第4条 京都府警察に、副総括個人情報等管理者を置き、総務課長をもって充てる。

2 副総括個人情報等管理者は、総括個人情報等管理者を補佐する。

(主任個人情報等管理者)

第5条 各所属に、主任個人情報等管理者を置き、所属の長（以下「所属長」という。）をもって充てる。

2 主任個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 所属における保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、所属における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

(個人情報等管理者)

第6条 各所属に、個人情報等管理者を置く。

2 個人情報等管理者には、警察本部（市警察部を含む。以下同じ。）の所属にあっては次席、副隊長又は副所長を、警察学校にあっては副校長を、警察署にあっては副署長をもって充てる。

3 個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 当該所属の保有する保有個人情報等の取扱いの制限に関すること。
- (2) 保有個人情報管理簿及び行政機関等匿名加工情報管理簿の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該所属における保有個人情報等の管理に関する事務に関すること。

(個人情報等管理担当者)

第7条 各所属に、個人情報等管理担当者を置く。

- 2 個人情報等管理担当者には、警察本部の所属にあっては課長補佐、室長補佐、隊長補佐、所長補佐、場長補佐、科長又は所属長が指名する者を、警察学校にあっては主任教官、校長補佐又は校長が指名する者を、警察署にあっては課長（課長が配置されていない場合にあっては係長）をもって充てる。この場合において、個人情報等管理担当者は、警察本部の所属及び警察学校にあっては担当（担当が置かれていない警察本部の課の室、隊、センター及び場（以下「室等」という。）にあっては室等）又は科ごとに、警察署にあっては課（課が置かれていない場合にあっては係）ごとに置くものとする。
- 3 個人情報等管理担当者は、個人情報等管理者の命を受け、それぞれの担当、室等、科又は課若しくは係における個人情報の管理に関する事務を総括する。

### 第3章 保有個人情報等の取扱い

#### (職員の責務)

第8条 職員は、法及び番号利用法の趣旨にのっとり、この訓令並びに総括個人情報等管理者、主任個人情報等管理者、個人情報等管理者及び個人情報等管理担当者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

#### (正確性の確保)

第9条 職員は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、主任個人情報等管理者の指示に従い、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

#### (取扱いの制限)

第10条 主任個人情報等管理者は、職員（保有個人情報等の取扱いに従事する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）を含む。）がその業務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことのないよう、教養の実施その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 主任個人情報等管理者は、保有個人情報等及び当該保有個人情報等が記録されている公文書の内容に応じ、次に掲げる事項を定めて職員に遵守させるものとする。

- (1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
- (2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項
- (3) 取り扱うことができる場所並びに特定個人情報及びそれが記録されている公文書にあっては、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態の発生を防止するために当該場所について講じる物理的措置
- (4) 保存すべき場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

#### (情報システムにおける安全確保等及び物理的安全管理)

第11条 職員は、京都府警察情報セキュリティに関する訓令（平成20年京都府警察本部訓令第33号。以下「情報セキュリティ訓令」という。）等にのっとり、情報システムにおける安全確保等及び物理的安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（保有個人情報管理簿、行政機関等匿名加工情報管理簿及び個人情報ファイル簿）

第12条 主任個人情報等管理者は、保有個人情報の適切な管理のため必要と認めるときは、当該課の保有する個人情報ファイルごとに次に掲げる事項を記載した保有個人情報管理簿（別記様式第1号）を備えるものとする。

- (1) 名称
  - (2) 利用に供される事務をつかさどる係の名称
  - (3) 利用の目的
  - (4) 記録される項目及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として記録される個人の範囲
  - (5) 記録される個人情報の収集方法
  - (6) 記録される個人情報を経常的に提供するとき（都道府県警察に経常的に提供する場合を除く。）には、その提供先
  - (7) 保有開始の年月日
  - (8) 保存場所
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、記録される保有個人情報の適切な管理のために必要な事項
- 2 主任個人情報等管理者は、行政機関等匿名加工情報の適切な管理のため必要と認めるときは、当該所属の保有する行政機関等匿名加工情報ファイルごとに次に掲げる事項を記載した行政機関等匿名加工情報管理簿（別記様式第2号）を備えるものとする。
- (1) 名称
  - (2) 利用に供される事務をつかさどる係の名称
  - (3) 利用の目的
  - (4) 記録される行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目
  - (5) 法第116条第1項の提案をすることができる期間
  - (6) 保有開始の年月日
  - (7) 保存場所
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、記録される行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために必要な事項
- 3 主任個人情報等管理者は、個人情報ファイル簿の作成及び公表を要する個人情報ファイル（本人の数が1,000人に満たないものを除く。）を保有するに至ったときは、個人情報ファイル簿（別記様式第3号）を作成し、副総括個人情報等管理者に通知しなければならない。
- (1) 主任個人情報等管理者から個人情報ファイル簿の通知を受けた副総括個人情報等管理者は当該個人情報ファイル簿を遅滞なく公表するものとする。
  - (2) 主任個人情報等管理者は作成した個人情報ファイル簿に変更が生じる場合は、副総括個人情報管理者と協議すること。
- (廃棄及び削除)

第13条 主任個人情報等管理者は、保有個人情報等が記録されている公文書を廃棄するときは、裁断、溶解、消去その他漏えい防止のための措置を講じるものとする。

- 2 主任個人情報等管理者は、保有個人情報等が不要となった場合は、遅滞なく、当該保

有個人情報等を削除するものとする。

(特定個人情報の取扱い)

第14条 特定個人情報は、主任個人情報等管理者が当該所属の職員のうちから指名する事務取扱担当者が取り扱うものとする。

- 2 事務取扱担当者は、個人番号関係事務のため、職員、扶養親族その他の個人（以下この項において「職員等」という。）に個人番号の提供を求めるときは、当該職員等に対し当該個人番号の利用目的をあらかじめ明示するものとする。
- 3 事務取扱担当者は、個人番号関係事務を行うために提供を受けた特定個人情報を、当該個人番号関係事務の用に供する目的以外の目的のために利用してはならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、特定個人情報の取扱いに関し必要な事項は、総括個人情報等管理者が定める。

(事務の委託)

第15条 主任個人情報等管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託するときは、委託契約に次に掲げる事項を定めるとともに、委託先における責任者及び業務従事者による個人情報等の管理体制、個人情報等の管理の状況についての検査その他個人情報等の適切な取扱いのために必要な事項について、書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。次条において同じ。）で確認するものとする。

- (1) 秘密の保持及び個人情報の目的外利用の禁止に関する事項
  - (2) 個人情報の加工、複製等の禁止又は制限に関する事項
  - (3) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）の禁止又は制限に関する事項
  - (4) 個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報等の安全の確保に係る事態が生じた場合の措置に関する事項
  - (5) 個人情報等の安全管理措置に関する事項
  - (6) 法令及び契約に違反した場合における契約の解除及び損害賠償責任に関する事項
  - (7) 契約内容の遵守の状況についての定期報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、受託者が講ずべき個人情報等の適切な管理のための措置に関する事項
- 2 主任個人情報等管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性及び重要性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報等の管理の状況について、適切な方法により確認するものとする。
  - 3 主任個人情報等管理者は、委託先において保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性及び重要性に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先

が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 4 主任個人情報等管理者は、前項前段に規定する場合において、再委託される業務が個人番号関係事務であるときは、再委託先において当該業務に係る特定個人情報の適切な管理が図られることを確認した上で、再委託の許諾を行うかどうかを判断するものとする。個人番号関係事務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 主任個人情報等管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務その他個人情報等の適切な取扱いのために必要な事項を明記するものとする。
- 6 主任個人情報等管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、委託する業務の内容及び保有個人情報等の秘匿性等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じるものとする。

(提供の際の措置)

第16条 主任個人情報等管理者は、利用目的のために又は法第69条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、次の措置を講じるものとする。

- (1) 提供先に対し、提供に係る個人情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。
  - (2) 提供先が提供に係る個人情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため実地に調査すること。
  - (3) 提供先の利用目的及び保有個人情報の秘匿性等を考慮し、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じること。
- 2 個人情報等管理者は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、次の措置を講じるものとする。

- (1) 提供先に対し、提供に係る個人関連情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。
- (2) 提供先が提供に係る個人関連情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。

(サイバーセキュリティの確保)

第17条 主任個人情報等管理者は、情報セキュリティ訓令等にのっとり、サイバーセキュリティの確保のために必要な措置を講じなければならない。

#### 第4章 雜則

(漏えい等発生時の措置)

第18条 職員は、保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態（次項から第5項までにおいて「漏えい等」という。）が生じたときは、直ちに、その旨を主任個人情報等管理者に報告するものとする。

- 2 主任個人情報等管理者は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を総括個人情報等管理者及び副総括個人情報等管理者に報告するとともに、

その原因を調査するものとする。

- 3 主任個人情報等管理者は、漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を総括個人情報等管理者及び副総括個人情報等管理者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講じるものとする。
- 4 主任個人情報等管理者は、漏えい等が番号利用法第29条の4第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を総括個人情報等管理者及び副総括個人情報等管理者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講じるものとする。
- 5 前2項に定めるもののほか、主任個人情報等管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第2項の調査の結果に基づき、保有個人情報等の管理の方法の改善に必要な措置を講じるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を総括個人情報等管理者及び副総括個人情報等管理者に報告するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、主任個人情報等管理者は、法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下この項において「契約締結者」という。）から、当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障が生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちにその旨を総括個人情報等管理者及び副総括個人情報等管理者に報告するとともに、当該契約締結者が当該行政機関等匿名加工情報の管理の方法の改善のために講じた措置を確認し、総括個人情報等管理者及び副総括個人情報等管理者に報告するものとする。  
。

（補則）

第19条 この訓令に定めるもののほか、保有個人情報等の管理に関し必要な事項は、総括個人情報等管理者が定める。

- 2 副総括個人情報等管理者は、この訓令の運用に関し疑義があるときはこれを裁定するほか、この訓令の運用に関し必要な細目を定めることができる。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第12条第1項関係）

保有個人情報管理簿

名 称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	
利 用 の 目 的	
記 録 さ れ る 項 目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	
記録される個人情報の経常的提供先	
保 有 開 始 の 年 月 日	
保 存 場 所	
備 考	

様式第2号（第12条第2項関係）

行政機関等匿名加工情報管理簿

名 称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	
利 用 の 目 的	
記録される行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる項目	
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第116条第1項の提案をすることができる期間	
保 有 開 始 の 年 月 日	
保 存 場 所	
備 考	

## 様式第3号（第12条第3項関係）

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提		

案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) (所在地)
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) (所在地)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備考	